

ひとり親家庭へのサポート

56 児童扶養手当

担当 こども・健康推進課

ひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。

- 対象
- ・母子父子家庭や父または母に重度の障がいのある家庭
 - ・父母にかわって児童を養育している方
- 所得要件があります。

受給期間 申請した翌月から児童が18歳になった年度の3月まで
(児童に一定以上の障がいがある場合は、20歳まで)



支給額

区分	基本額	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	44,130円 ～10,410円	10,410円 ～5,210円	6,240円 ～3,130円

令和5年4月現在

57 ひとり親家庭等医療費助成

担当 こども・健康推進課

ひとり親家庭等の父母または養育者（祖父母等）の方の医療費の一部を助成します。

所得制限があります。

- 対象 ひとり親家庭の父または母と子ども、養育者と養育する子ども
父または母に一定の障がいのある場合、子どもを監護する父または母と子ども
- 助成期間 申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで
- 助成内容 一部負担金を差し引いた額を助成
一部負担金
通院：530円/回 （1か月のうち同じ医療機関4回まで。5回目以降は無料）
入院：1,200円/日
子どもの場合、一部負担金を子ども医療費で助成するため自己負担はありません。

58 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図るため、福祉資金の貸付を行っています。

貸付金を利用できる方 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等(貸付には審査があります)

貸付金の種類 修学資金、事業開始資金、技能習得資金、就職支度資金、生活資金など

※貸付金の種類、限度額、返済期間、利率等は県のホームページを確認または相談窓口へお問い合わせください。

相談窓口 新潟県新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課 企画福祉担当
新潟市秋葉区南町9-33 電話0250-22-5173

申請を受け付けてから貸付金の交付まで通常1～2か月以上かかります。貸付を希望される方はお早めにご相談ください（来所される場合は事前にご連絡ください。）

障がいのあるお子さんへのサポート

59 身体障害者手帳

担当 福祉介護課

身体障害者手帳は、障がいの程度に応じて交付されるもので、障がいの種類や程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

障がいの種類と程度により1級から6級まであります。

対象 視覚、聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障がいのある方

手続き 新潟県または新潟市の指定医が作成した診断書、写真が必要です。

60 療育手帳

担当 福祉介護課

療育手帳は、知的障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

対象 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方

手続き 写真を添えて申請後、児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けていただきます。

61 精神障害者保健福祉手帳

担当 こども・健康推進課

障がい等級により自動車税及び公共施設の減免や各種税の控除を受けることができます。

対象 精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

62 特別児童扶養手当

担当 福祉介護課

中重度の精神または身体に障がいを持つ児童を養育している人に対し、その負担を軽減し児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

対象 中重度の精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している人。ただし、児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるときや、児童福祉施設に入所している場合は、手当は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。



63 障害児福祉手当

担当 福祉介護課

重度の障がい状態にあることにより、日常生活において常時介護が必要な児童（20歳未満）に対して支給する手当です。所得制限があります。在宅が条件で、施設入所の場合は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。